

## 河川の管理に関する行政評価・監視

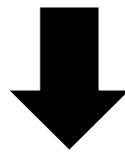
### — 主な改善事例 —

- 【事例1】 護岸の補修等について普通河川の管理者と協議（利根川下流河川事務所）・・・1頁
- 【事例2】 破損している柵を補修し、堆積している土砂を撤去（江戸川河川事務所）・・・2頁
- 【事例3】 河川区域に放置された車両を撤去（渡良瀬川河川事務所）・・・・・・・・・・3頁
- 【事例4】 不法耕作地に警告看板を設置（荒川上流河川事務所）・・・・・・・・・・4頁
- 【事例5】 低水路に不法に設置された釣り足場を撤去（渡良瀬川河川事務所）・・・・・・・・5頁
- 【事例6】 占有許可施設に占有許可標識を設置（利根川下流河川事務所）・・・・・・・・6頁
- 【事例7】 不法係留船対策について罰則の適用に係る船舶の指定（官報）・・・・・・・・7頁

【事例1】護岸の補修等について普通河川の管理者と協議（利根川下流河川事務所）



(改善前)  
コンクリート製の護岸矢板が破損し、河岸の土砂が河道に流入

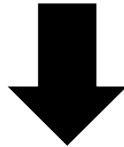


本川と支川との接続部分に整備されている矢板が破損し土砂が河道に流れ込んでいるものについて、矢板補修に先立って、境界を明らかにするため普通河川管理者と協議中

【事例2】破損している柵を補修し、堆積している土砂を撤去（江戸川河川事務所）



(改善前)  
河岸に設置された柵が破損している上、護岸に堆積した土により柵の高さが不足

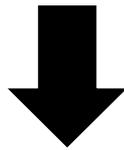


(改善後)  
柵を補修し、堆積している土砂を撤去

【事例3】河川区域に放置された車両を撤去（渡良瀬川河川事務所）



(改善前)  
河川区域に  
自動車2台が  
放置

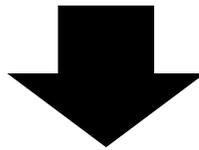


(改善後)  
占有者(県)  
により撤去

【事例4】不法耕作地に警告看板を設置（荒川上流河川事務所）



(改善前)  
警告看板  
はあるもの  
の広範囲に  
わたって不  
法耕作

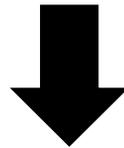
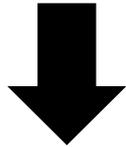


(改善後)  
警告表示  
板の設置や  
不法耕作地  
の囲い込み  
により不法  
耕作を中止

【事例5】低水路に不法に設置された釣り足場を撤去（渡良瀬川河川事務所）



(改善前)  
低水路に  
不法に釣り  
足場が設置  
※警告書の  
貼付は指摘  
後



(改善後)  
警告後に釣  
り足場を撤  
去

【事例6】占有許可施設ごとに占有許可標識を設置（利根川下流河川事務所）



(改善後)  
占有許可標識がなかった4つの船入場それぞれに占有許可標識を設置



【事例7】不法係留船対策について罰則の適用に係る船舶の指定（旨報）

（号外第241号）

日 豊 令 宣 報 29 平成26年10月31日

三 プリテイング・カウンスル、IDP：IELTSオーストラリア及びケンブリッジ大学英語検定機構のIELTSのアカデミック・モジュール又はジェネラル・トレーニング・モジュール

四 公益財団法人日本英語検定協会の実用英語技能検定

2 試験機関は、前項に規定する提示及び提出をした受験者については、当該提示及び提出に係る同項の成績に基づいて、平成23年人事院公示第17号（以下「公示」という。）第2項第3号（以下「規定」という。）に定める基準（以下単に「基準」という。）に従い英語試験による能力及び適性（規則第2条に規定する能力及び適性をいう。以下同じ。）を有するかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を行うものとする。

3 試験機関は、第1項に規定する提示及び提出をしなかった受験者については、英語試験に係る能力及び適性を確認できなかったものとして、基準に従い判定を行うものとする。

4 英語試験の受験及び施行については、前三項の規定によるほか、公示に定めるところによる。

5 この決定は、平成27年2月1日から効力を発生する。

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則8-18（採用試験）第6条第2項第1号及び第3号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年10月31日

人事院総裁 一宮なほみ

1 前書き中「第2号」を「第3号」に改める。

別表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロ（1）中「ワルチメディア応用」を「コンピュータシステム技術」に改め、同号ロ（3）中「測量、土木施工」を「土木施工及び測量」に改め、同号ロ（4）中「建築設計、建築計画」を「建築設計、建築構造設計、建築施工、建築測量」に改め、同項第2号中「農業科学基礎」を「農業と環境」に改め、「農業土木施工」の次に「水循環」を加え、同項第4号中「環境科学基礎」を「農業と環境」に、「林産加工」を「林産物利用」に改め、同表航空保安学校学生採用試験の項第1号、同表気象大学校学生採用試験の項第2号、同表海上保安大学校学生採用試験の項1及び同表海上保安学校学生採用試験の項第2号中「英語Ⅰ及び英語Ⅱ」を「コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ」に改める。

2 この決定による改正は、平成27年2月1日から効力を発生する。

関東地方整備局公示

多摩川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成26年11月10日から施行する。

平成26年10月31日

関東地方整備局長 越智 繁雄

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
多摩川水系	多摩川	船舶
	大栗川	船舶
	浅川	船舶
鶴見川水系	鶴見川	船舶
	矢上川	船舶

平成26年不動産鑑定士試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第5条第1項の規定により平成26年不動産鑑定士試験に合格した者を次のとおり公告する。

平成26年10月31日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 井出多加子

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1001	村田 望	1401	安岡 温史

早瀬川	船舶
高山川	船舶
相模川水系	船舶

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成26年度の平成26年8月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成26年10月31日

科 目	歳入予算額	本 月	前月までの累計	単 位	千円（千円未満切捨）	歳入予算額と収納済入額との差（△は減）	収 入 歩 合
租税及印紙収入	50,001,000,000	1,917,203,972	1,017,566,575	2,934,773,548	△ 47,066,226,451	5.8%	
租	48,995,000,000	1,840,745,874	800,187,598	2,640,933,473	△ 46,304,066,526	5.3%	
所 得 税	14,790,000,000	967,014,317	510,918,882	1,477,934,199	△ 13,312,065,800	9.9%	
法 人 税	10,018,000,000	107,711,105	—	107,711,105	△ 9,910,288,894	1.0%	
相 続 税	1,545,000,000	103,972,656	14,272,701	118,245,357	△ 1,426,751,642	7.6%	
酒 税	15,339,000,000	49,789,412	103,663,535	153,392,947	△ 15,185,607,052	1.0%	
酒 費 税	1,341,000,000	106,057,061	11,148,243	117,205,304	△ 1,223,794,695	8.7%	

姓 名	住所	金額	備考
1032	濱岡 徹	1409	幸田 涼
1047	安部 拓哉	1428	井澤 康
1067	内藤 敬明	1430	北川 哲也
1076	山本 有佳	1437	母袋 秀樹
1132	竹村 光一	1453	貝沼 孝浩
1143	岡井 美里	1517	原尻 優作
1144	安達 則嗣	1526	尾田亜沙美
1146	一ノ瀬 優也	1541	坂田 大樹
1150	黒田 太郎	1543	村松 浩人
1174	上杉 晃男	1549	立花 匠一
1180	立岩 陸規	1550	藤原 龍一
1196	倉坂 和斗	1552	新大 健一
1210	片岡 義雄	1582	中矢 信年
1218	尾島 孝一	1602	山下 球平
1228	小田 晴彦	1606	古谷 直子
1231	倉嶋 直美	1611	堀川 和輝
1233	菅代 亮二	1620	堀川 伸茂
1235	元山 卓	1626	高倉 文彦
1257	周田 大輔	1631	石原 晋志
1266	浦野 勇輝	1652	稲垣 悠
1279	竹田 圭介	1653	原科 篤
1280	勝田 勇史	1675	白置 健二
1281	櫻村 武夫	1676	土屋 真人
1304			